令和４年度

熊谷市自治基本条例審議会

会　議　資　料

日　時：令和５年１月３１日（火）
　　午前１０時００分から
場　所：熊谷市役所本庁舎　３０３会議室

令和４年度　熊谷市自治基本条例審議会
次　第

日時：令和５年１月３１日（火）午前１０時～
場所：熊谷市役所本庁舎　303 会議室

１　開　会

２　委嘱状の交付

３　市長あいさつ

４　委員の紹介

５　会長・副会長の選出

６　議　事
⑴　自治基本条例の推進状況について

⑵　第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画について

⑶　その他

７　閉　会

熊谷市自治基本条例審議会委員名簿

No.	役職	委員区分（※）	氏　名
1	委員	第１号	濵畑　芳和
2	委員	第１号	依田　悦代
3	委員	第１号	出浦　尚明
4	委員	第１号	小谷野　操男
5	委員	第１号	上村　悦子
6	委員	第２号	加藤　英明
7	委員	第２号	渡辺　和敏
8	委員	第２号	芹澤　正雄

（敬称略）

※ 条例第３条第２項による区分

令和４年度　熊谷市自治基本条例推進状況

１　条例の目的（第１条関係）及び審議会の役割（第２３条関係）について

⑴　意義

本市の自治の基本原則の定立
自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割の明確化
　｝により（手段）

市民主体のまちづくりの推進
豊かで活力ある地域社会の実現
　｝を目指す（目的）

⇧

自治基本条例審議会・・・条例の適切な運用を図るために設置

⑵　主な取組

ア　条例の適切な運用による市民との協働のまちづくりの推進

イ　各種の成果指標等による推進状況の監視・把握

⑶　成果指標等

※　◎は第２次総合振興計画と共通の成果指標であることを示す。

※　「めざそう値」は、第２次総合振興計画前期基本計画における数値。

○自治基本条例を知っている人の割合

○市民参加及び協働の取り組みを知っている人の割合

区　分	H30	R1	R2	R3	R4
設問「熊谷市が「自治基本条例」を制定し、参加と協働のまちづくりを進めていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	12.7%	12.2%	11.7%	12.8%	15.6%
設問「市民が直接市政に参加する取組として、審議会等の委員の公募や意見公募手続（パブリックコメント）が行われていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	17.3%	25.5%	26.0%	26.8%	25.7%
設問「市民協働の取組として、協働事業提案制度が行われていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	6.9%	9.0%	10.7%	10.3%	10.2%

※　まちづくり市民アンケート調査（令和 4 年 7～8 月実施。アンケート配布数 3,000 通（市内に在住する 18 歳以上の男女を無作為抽出）・回収数 1,132 通・回収率 37.8%）による。

2　協働の原則（第４条関係）について

⑴　意義

市民と市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進める。

⑵　具体的な取組

協働事業提案制度　市民協働「熊谷の力」事業

⑶　成果指標等

○協働事業提案制度における提案数

H29	H30	R1	R2	R3	R4
6 件 (3 件)	4 件 (4 件)	4件 (2 件)	4 件 (1 件)	4 件 (3 件)	5 件 (3 件)

※　提案数（採択数）

（参考１）令和４年度実施事業一覧（令和３年度に提案・採択された事業）

事業名	概　要
歴史ロマン映像アーカイブス事業	原始時代から現代に至る熊谷の歴史、直実をはじめとする偉人、食文化、自然環境などを伝える資料の映像記録を制作する。4K 技術、ドローン撮影など最新鋭の映像技術を活用し、熊谷の情報を記録保存・発信する。
空き家 ReKATSUYO 促進事業	空き家を利活用してもらいたくても、わからないことが多いはず。必要な申請や費用の早見表や、補助金の案内、過去の事例紹介を通じて、魅力的な利活用をサポートし、空き家利活用に興味のある若手人材を育成する。
ひろせ野鳥の森駅駐輪場整備事業	埼玉県立熊谷工業高等学校土木科の生徒が中心となり、地域に存在し本校生徒も利用している秩父鉄道ひろせ野鳥の森駅前の駐輪場整備を行う。また、本事業の実施により、生徒の技術習得と地域への課題意識や貢献の意識を醸成し、将来、地域・社会を担う人材の育成を図る。

（参考２）令和５年度実施予定事業一覧（令和４年度に提案・採択された事業）

事業名	概　要
男女共同参画防災ハンドブック作成事業	熊谷市の防災対策及び家庭や地域での防災について把握するために調査・研究する。得た情報等を集約・選定し、男女共同参画の視点を取り入れた防災ハンドブック（A5、12 頁）を作成し、全戸配布する。

電子版バリアフリーマップ作成事業	バリアフリー基本構想の重点地区を対象に、学生が主体となり、アンケート調査や現地踏査を実施し、地域に密着したバリアフリーマップを作成することで、すべての人が快適で楽しく回遊できる街の形成を目指す。
移動式子ども食堂事業	固定店舗を構えるのではなく、キッチンカーを持つ飲食業者に食事提供を委託し、市内を巡回し複数箇所で子ども食堂を開催することで、安価に多数の居場所を創出し、多世代交流の場とする活動。

３　情報共有の原則（第５条関係）及び情報の提供（第１６条関係）について

⑴　意義

ア　市民と市は、まちづくりに関する情報を共有する。

イ　市は、市政に関する情報を、分かりやすく適切に提供するよう努める。

⑵　具体的な取組

ア　市報くまがやの発行

イ　市ホームページの運営

ウ　地域ポータルサイト（あついぞ.com）の運営

エ　企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）の運営

オ　情報公開条例による情報の公開

⑶　成果指標等

◎「市報くまがや」に満足している市民の割合

区　分	H30	R1	R2	R3	R4	めざそう値
設問「「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していますか」に「はい」と回答した人の割合	78.3%	71.6%	76.6%	73.8%	71.7%	75.0%

※　前掲のアンケート調査による。

◎ホームページのアクセス数（単位：件数/年間）

H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)	めざそう値 ※月間
2,577,436	2,960,183	3,696,268	4,889,722	3,903,576	3,411,918	220,000

○地域ポータルサイト（あついぞ.com）のアクセス数（単位：件数/年間）

H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)
3,614,179	3,083,732	3,178,989	2,295,584	2,382,593	1,251,700

○企業支援・ビジネスマッチングサイト（チャレンジ・ステージくまがや）のアクセス数（単位：件数/年間）

H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)
98,304	136,810	73,897	116,259	107,383	76,165

（参考）情報公開制度の実施状況（単位：件数）

区　分		H29	H30	R1	R2	R3	R4(12/31 現在)
請求･申出		208	309	376	408	306	103
処理結果	全部公開	125	195	257	365	252	48
	部分公開	66	135	113	106	107	57
	非公開	25	23	44	18	10	30
	合計	216	353	414	489	369	135

※　１件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、請求･申出と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

※　令和４年度から情報提供制度を導入している。情報提供制度の実施状況は次表参照。

（参考）情報提供制度の実施状況（単位：件数）

区　分	H29	H30	R1	R2	R3	R4(12/31 現在)
申請						248
提供						589

※　情報提供制度は、行政情報の公開に関する事務の効率化に資するため、一部の工事設計書について、条例に定める公開の手続によることなく、市民等の求めに応じてこれを提供する制度である。

※　１件の申請で複数の文書が対象となる場合があるため、申請と提供は、一致しない場合がある。

４　市民参加及び協働の推進（第１３条関係）について

⑴　意義

ア　市は、市民参加・協働によるまちづくり推進に努め、その体制を整備する。

イ　市は、政策形成過程への市民の主体的参画の実現に努める。

ウ　市は、情報の提供、相談等により市民との連携を図る。

⑵　具体的な取組

ア　市民活動支援センターの運営

イ　熊谷市民公益活動促進事業「はじめの一歩助成金」の交付

ウ　公園サポーター制度の活用

⑶　成果指標等

○市民活動情報サイト登録団体数

H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)
92 団体	93 団体	91 団体	92 団体	92 団体	89 団体

○市民活動講座への参加者数

H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)
399 人	650 人	858 人	96 人	601 人	1,029 人

◎市民活動支援センターに登録している利用団体数

H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)	めざそう値
228 団体	244 団体	262 団体	265 団体	276 団体	289 団体	230 団体

○「はじめの一歩助成金」の交付件数

H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)
8 件	4 件	7 件	4 件	7 件	3 件

※スタート助成金の交付件数とチャレンジ助成金の交付件数の合計

◎公園サポーター制度を導入している割合

H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)	めざそう値
74%	73%	74.3%	74.6%	75.1%	75.6%	80%

５　審議会等の委員の選任（第１４条関係）について

⑴　意義

市は、委員の一部の公募に努め、男女の均衡等委員の構成に配慮する。

⑵　具体的な取組

ア　各種審議会等での公募委員の委嘱

イ　審議会の委員への女性登用の推進

⑶　成果指標等

◎各種審議会への女性の登用率

H29	H30	R1	R2	R3	R4	めざそう値
24.8%	26.6%	27.3%	27.0%	27.8%	29.7%	40%

※　「各種審議会」とは、行政委員会及び法律・条例設置の附属機関を指す。また、「登用率」とは、女性委員数を委員総数で除した数をいう（対象年度の４月１日現在）。

○附属機関である審議会等における委員公募及び女性登用の状況

（括弧内は全体に対する割合）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
公募	機関数	17 機関 (34.7%)	17 機関 (34.7%)	16 機関 (34.0%)	17 機関 (36.2%)	16 機関 (33.3%)
	委員数	51 人 (9.1%)	53 人 (9.4%)	52 人 (9.6%)	53 人 (9.7%)	51 人 (9.3%)
女性	機関数	44 機関 (89.8%)	45 機関 (91.8%)	42 機関 (89.4%)	42 機関 (89.4%)	43 機関 (89.6%)
	委員数	154 人 (27.4%)	159 人 (28.1%)	150 人 (27.8%)	155 人 (28.5%)	168 人 (30.5%)
全体	機関数	49 機関 (100.0%)	49 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)	48 機関 (100.0%)
	委員数	563 人 (100.0%)	565 人 (100.0%)	540 人 (100.0%)	544 人 (100.0%)	551 人 (100.0%)

※　全体は、休止中の附属機関を除いた数

◎男女共同参画社会という言葉の周知度

区　分	H30	R1	R2	R3	R4	めざそう値
設問「普段の生活の中で男女共同参画が進んでいると思いますか」に「はい」と回答した人の割合	40.2%	―	―	―	―	―
設問「男女共同参画社会という言葉を知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	―	80.5%	78.7%	81.0%	78.4%	70.0%

※　前掲のアンケート調査による。

６　コミュニティ（第１５条関係）について

⑴　意義

ア　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的なコミュニティ活動への参加に努める。

イ　市は、コミュニティの育成を図り、その活動を支援する。

⑵　具体的な取組

ア　市民まごころ運動推進事業（校区連絡会へ活動推進奨励金を交付）

イ　自治会活動推進事業（自治会連合会に交付金、新任自治会長等の研修など）

⑶　成果指標等

○自治会加入率

地区	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (4/1 現在)
熊谷	73.0%	72.8%	72.3%	71.7%	71.0%	70.7%
大里	75.1%	74.6%	74.1%	73.5%	73.4%	72.6%
妻沼	83.8%	83.1%	82.5%	81.8%	81.3%	81.1%
江南	70.6%	69.9%	69.4%	68.9%	68.0%	68.3%
全体	74.2%	73.9%	73.4%	72.8%	72.2%	71.9%

◎市民活動保険登録団体数

H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)	めざそう値
1,201 団体	1,205 団体	1,213 団体	1,216 団体	1,221 団体	1,226 団体	1,240 団体

7　個人情報の保護（第１７条関係）について

⑴　意義

市は、個人情報を適正に管理する。

⑵　具体的な取組

ア　個人情報保護条例による適正な取扱い

イ　情報セキュリティポリシーによるセキュリティ対策

⑶　成果指標等

（参考）個人情報保護制度の実施状況（単位：件数）

区　分			H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)
開示	受付		52	54	20	40	20	30
	処理結果	全部開示	13	17	3	5	3	8
		部分開示	35	37	18	34	14	16
		不開示	6	12	3	2	1	12
		合計	54	66	24	41	18	36
訂正等	受付		0	0	0	0	0	0
	処理結果	訂正	0	0	0	0	0	0
		削除	0	0	0	0	0	0
		目的外利用等の中止	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0

※　１件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、受付と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

8　説明責任（第１８条関係）について

⑴　意義

市は、政策形成過程について、市民に分かりやすく説明するよう努める。

⑵　具体的な取組

ア　審議会等の会議の公開

イ　会議概要の公開

⑶　成果指標等

○附属機関である審議会等の**会議**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
公開	25 機関 (51.0%)	24 機関 (49.0%)	23 機関 (49.0%)	22 機関 (46.8%)	24 機関 (50.0%)
一部非公開	4 機関 (8.2%)	4 機関 (8.2%)	4 機関 (8.5%)	5 機関 (10.6%)	3 機関 (6.2%)
非公開	19 機関 (38.8%)	20 機関 (40.8%)	19 機関 (40.4%)	20 機関 (42.6%)	21 機関 (43.8%)
未決定	1 機関 (2.0%)	1 機関 (2.0%)	1 機関 (2.1%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)
全体	49 機関 (100.0%)	49 機関 (100%)	47 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)	48 機関 (100.0%)

※　全体は、休止中の附属機関を除いた数

○附属機関である審議会等の**会議概要**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
公開	28 機関 (57.1%)	27 機関 (55.1%)	26 機関 (55.3%)	27 機関 (57.4%)	27 機関 (56.3%)
一部非公開	10 機関 (20.4%)	11 機関 (22.4%)	10 機関 (21.3%)	9 機関 (19.1%)	10 機関 (20.8%)
非公開	11 機関 (22.4%)	11 機関 (22.4%)	11 機関 (23.4%)	11 機関 (23.4%)	11 機関 (22.9%)
未決定	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)
全体	49 機関 (100.0%)	49 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)	47 機関 (100%)	48 機関 (100%)

※　全体は、休止中の附属機関を除いた数

(参考)一部非公開又は非公開とした場合の理由(R3・複数回答)

理　　由	機関数
法令又は条例(規則及び規程を含む。)の規定により、会議が非公開とされているため	8
熊谷市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うため	10
公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるため	6

９　応答責任（第１９条関係）について

⑴　意義

市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して、速やかに、かつ、誠実に応答するよう努める。

⑵　具体的な取組

ア　ハートフル・ミーティングの実施

イ　「市長へのメール・手紙」への返信

⑶　成果指標等

○ハートフル・ミーティングの実施状況（Ｒ３年度をもって終了）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
実施回数	9 回	12 回	12 回	0 回	0 回
意見の数	118 件	142 件	180 件	0 件	0 件

○タウンミーティングの実施状況（Ｒ４年度から開始）

区分	R4
実施回数	6回

○「市長へのメール・手紙」の受信状況（単位：件数）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/31 現在)
メール	145	178	256	442	291	253
手紙	70	128	149	107	79	101
合計	215	306	405	549	370	354

※　原則として、返信を希望し、かつ、返信可能なものは、全て返信している。

10　意見公募手続（第２０条関係）について

⑴　意義

市は、重要な条例の制定・計画の策定等に当たって、意見公募手続の実施に努める。

⑵　具体的な取組

熊谷市意見公募（パブリックコメント）手続の実施

⑶　成果指標等

○意見公募手続の実施状況

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12/19 現在)
手続の実施件数	7 手続	10 手続	8 手続	10 手続	9 手続	3 手続
意見等の件数	47 件	22 件	145 件	238 件	85 件	24 件
1 手続当たりの 意見等の件数	6.7 件	2.2 件	18.1 件	23.8 件	9.4 件	8.0 件

（参考）計画策定等に対する意見公募の状況（令和 3 年度）

No.	件名	意見の 提出者数	意見の 件数
1	熊谷市建築物耐震改修促進計画(案)	1	2
2	都市計画法改正の影響及び条例の整備方針	0	0
3	熊谷市子ども読書活動推進計画(第四次)(案)	2	2
4	熊谷市都市計画マスタープラン(案)及び熊谷市立地適正化計画(案)	13	52
5	第2次熊谷市自殺対策計画(案)	1	1
6	熊谷市自転車活用推進計画(案)	2	5
7	熊谷市地域防災計画(案)	0	0
8	（仮称）熊谷市パートナーシップ宣誓制度	14	17
9	熊谷市バリアフリー基本構想（案）	2	6
	合　　計	35	85

（参考）計画策定等に対する意見公募の状況（令和 4 年度　12/19 現在）

No.	件名	意見の 提出者数	意見の 件数
1	熊谷市債権管理条例(案)	3	8
2	熊谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例(案)	4	16
3	熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)	0	0
	合　　計	7	24

11　都市経営（第２１条関係）について

⑴　意義

ア　市長は、行政組織の簡素化と健全な財政運営に努める。

イ　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努める。

⑵　具体的な取組

熊谷市行政改革大綱に基づく行政改革の取組

⑶　成果指標等

○一人あたりの市債残高

H29	H30	R1	R2	R3
332,859 円	323,597 円	309,632 円	301,408 円	294,251 円

※　「市債残高」は、一般会計、特別会計、水道事業及び下水道事業の各年度末における市債残高の合計額を翌年度初日の住民人口（外国人を除く。）で除したもの

◎市税の納税率

区分	H29	H30	R1	R2	R3	めざそう値
現年度分	99.02%	99.07%	99.00%	98.50%	99.37%	―
過年度分	29.70%	32.61%	36.30%	45.31%	59.02%	―
全体	96.74%	97.14%	97.41%	97.26%	98.36%	96.5%
県内順位	19 位	23 位	26 位	31 位	12 位	―

※　「市税」とは、市民税（個人・法人）、固定資産税、国有資産等所在市町村交付金、軽自動車税、市たばこ税及び都市計画税をいう（国民健康保険税を除く。）。「県内順位」は、さいたま市を含めた埼玉県内の市の中での順位。市の数は、平成 23 年度は 39 市、24 年度以降は 40 市

○自主財源比率（金額の単位：千円）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
自主財源	40,027,931	42,163,309	41,985,469	41,372,520	40,193,996
歳入合計	67,648,225	69,576,084	69,581,890	93,925,650	78,988,556
自主財源比率	59.2%	60.6%	60.3%	44.0%	50.9%

※　「自主財源」とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

◎将来負担比率

H29	H30	R1	R2	R3	めざそう値
0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下

※　「将来負担比率」とは、市が将来負担することになる市債の残高等が、市税などの経常的な歳入に対してどの程度であるかを示す指標。この数値が大きくなると、将来、財政を圧迫する可能性が高くなる。

12　行政評価（第２２条関係）について

⑴　意義

行政評価を実施し、その結果を公表

⑵　具体的な取組

行政評価システムにより、事務事業評価を実施

⑶　成果指標等

（参考）事務事業評価の状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
継続	507 事業 (79.5%)	548 事業 (86.8%)	541 事業 (82.1%)	559 事業 (85.5%)	540 事業 (82.8%)
拡大	57 事業 (8.9%)	19 事業 (3.0%)	25 事業 (3.8%)	14 事業 (2.2%)	27 事業 (4.2%)
縮小	8 事業 (1.3%)	12 事業 (1.9%)	9 事業 (1.3%)	12 事業 (1.8%)	4 事業 (0.6%)
完了	60 事業 (9.4%)	35 事業 (5.6%)	59 事業 (9.0%)	57 事業 (8.7%)	45 事業 (6.9%)
変更	6 事業 (0.9%)	16 事業 (2.5%)	25 事業 (3.8%)	12 事業 (1.8%)	34 事業 (5.2%)
廃止 断念	0 事業 (0.0%)	1 事業 (0.2%)	0 事業 (0.0%)	0 事業 (0.0%)	2 事業 (0.3%)
合計	638 事業 (100.0%)	631 事業 (100.0%)	659 事業 (100.0%)	654 事業 (100.0%)	652 事業 (100.0%)

※期間変更と手段変更（他の事業に統合・吸収された事業）は、「変更」として計上